

こ と も 大 綱

【要旨】

—— 高山市 子育て支援課 ——

こども大綱

- I** はじめに
- II** こども施策に関する基本的な方針
- III** こども施策に関する重要事項
- IV** こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

これまでに、政府を挙げて各般のこども施策の充実を進めてきたが...

- 相対的に貧困状態のこどもの割合は11.5%（ひとり親家庭では44.5%）
- 小中学校の不登校、ネットいじめの件数、児童虐待の相談対応件数が、それぞれ過去最多
- いじめ重大事態が、923件発生
- 年間約800人もの10歳～19歳のこども・若者が自殺（10代の死因の最多）
- SNSに起因する事犯の被害にあったこどもの数が高い水準で推移
- コロナ禍により、友達とのつながりが希薄化、集団活動や自然体験活動は減少、こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題がより深刻化し、影響が長く続く
- 我が国のこども・若者は、自己肯定感や幸福感が低く、「自分自身に満足している」と回答するこども・若者の割合（内閣府の調査）は半数を下回り、諸外国と比べて低い
- 我が国のこどもは、38か国のうち身体的健康は1位、精神的幸福度は37位（ユニセフ国連児童基金の調査）



日本社会に根差したこども・若者のウェルビーイングの向上が必要

こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

持続可能な開発目標SDGsは2030年(R12)までの国際目標であり、17の目標はいずれも、こども若者に深く関係し、こども若者自身も担い手として関与を期待

- 令和4年の出生数は77万759人で、統計開始以来、最少
- 合計特殊出生率は1.26と過去最低
- 若年人口が急減する2030年代に入るまでが、少子化反転のためのラストチャンス



少子化・人口減少が続けば我が国の経済社会システムの維持は困難

- 少子化の原因は、未婚化や晩婚化であり、その要因は、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境、出会いの機会の減少
- 若い世代の8割を超す未婚男女が結婚を希望し、夫婦は2人以上のこどもを持つことを理想としているが、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描けず、希望が叶わない状況
- 子育て当事者にとって、子育てしづらい社会環境、性別による固定的な役割分担意識を背景とした仕事と子育てを両立しにくい職場環境、子育ての経済的・精神的負担感、孤立感が存在



若い世代が将来に明るい希望を持てる社会づくりが欠かせない

こども大綱って？

※大綱（たいこう）とは、
国の基本方針や重要なことを決めた文書のこと

1

我が国の著しい少子化、増加する児童虐待や不登校、国民の感じる幸福度の低下などを背景に、こども家庭庁の設置、こども基本法の施行など国を挙げた取組みが進められている。

2

こども基本法に基づき、向こう約5年、国が取組むこども施策の重要事項を定めた文書がこども大綱である。

3

こども基本法において、地方自治体（県や市町村）では、国のこども大綱に基づき、こども計画を策定し、各地域のこども施策を進めることとされている。

関係はこんな感じ



こども基本法



R4.6.22公布
R5.4.1施行

我が国全体として
こどもの権利を守り、こども施策を
総合的に推進する
ための法律

こども大綱



R5.12.22閣議決定

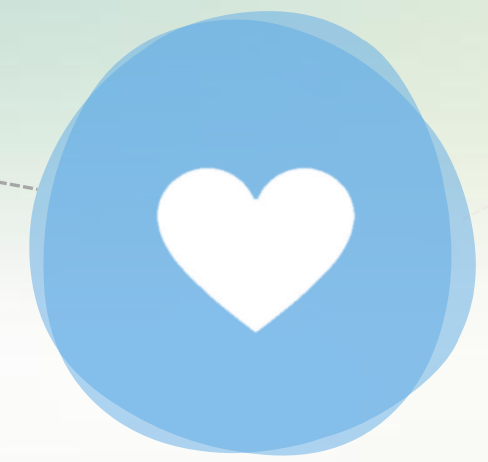
※計画（けいかく）とは、各自治体における目指す姿
や実現のための取組み、数値目標などを示す文書のこと

県こども計画

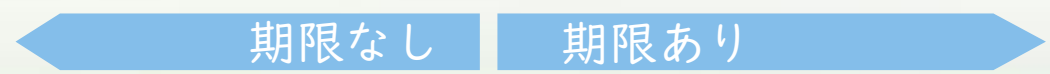


各自治体における
こども施策を個別
具体的に推進する
ための計画

市こども計画

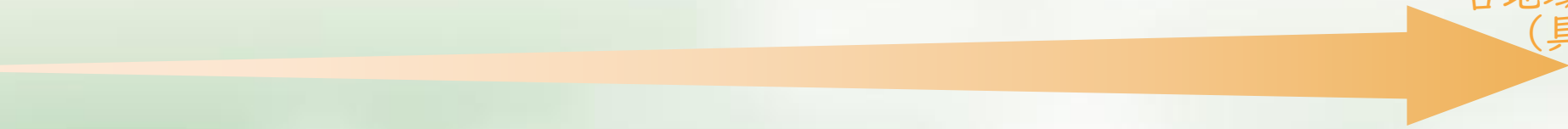


高山市ではR7.4.1策定予定



全国共通
(基本的)

各地域の特色
(具体的)



これまでの3つの大綱を吸収

R2. 5. 29閣議決定

少子化社会対策大綱
(第4次)

少子化社会対策基本法(平成15年)に基づき、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現を目指した指針

R3. 4. 6推進本部決定

子供・若者育成支援
推進大綱 (第3次)

子ども・若者育成支援推進法(平成21年)に基づき、子供・若者の健やかな成長と活躍する社会の実現を目指した指針

R元. 11. 29閣議決定

子供の貧困対策の推進
に関する大綱 (第2次)

子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年)に基づき、全ての子供たちが夢と希望を持ち成長できる社会の実現を目指した指針



こども大綱

R5. 12. 22閣議決定

- <メリット>
- 分かりやすい
- 総合的、一体的に推進できる
- 事務負担が軽く、施策に注力できる

こども大綱が目指す こどもまんなか社会

全てのこども・若者が

○生涯にわたる人格形成の基礎を磨き、
自立した個人として健やかに成長

○心身の状況、置かれている環境等
にかかわらず、権利が養護

○将来に渡って幸福に生活

※well-being（ウェルビーイング）とは、身体的のみ
でなく、精神的、社会的にも良好（well）で満たされ
ている状態（being）、広い意味の幸福のこと

全てのこども・若者が
身体的・精神的・社会的に幸福(well-being)
な生活を送ることができ
る社会

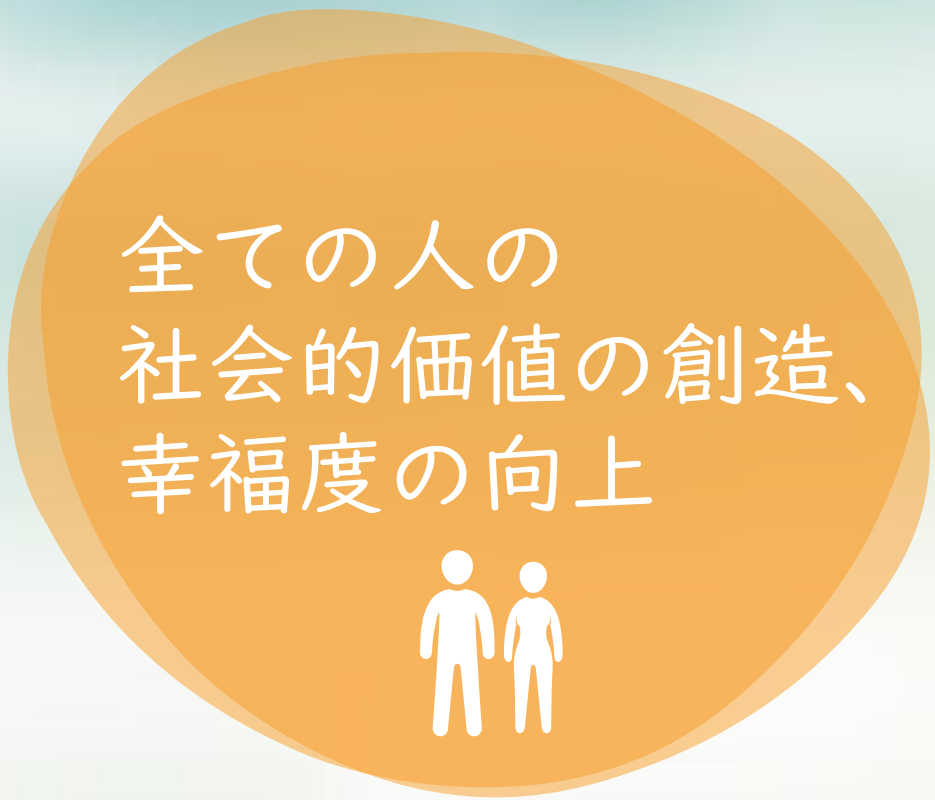


こども大綱の使命

こども・若者・子育て支援に関する政策や取組みについて、我が国社会のまんなかに置く



こども・若者の尊厳が守られる
自分らしく意欲や能力を活かせる
こどもを産み育てたい希望が叶う



少子化・人口減少の流れを変える
未来を担う人材を社会全体で育む
社会経済の持続可能性を高める

こども大綱

1 はじめに

2 こども施策に関する基本的な方針

3 こども施策に関する重要事項

4 こども施策を推進するために必要な事項

Ⅰ こどもの権利養護



こども若者を**権利の主体**として認識
多様な**人格・個性**を尊重し、**権利**を保障
今とこれからの**最善の利益**を図る。

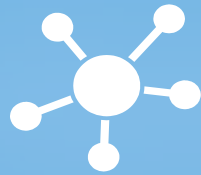
✓ 「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の**自己選択・自己決定・自己実現**を社会全体で後押しする。

✓ 性別による固定的な役割分担の意識や特定の価値観などを押し付けられることなく、**主体的に、自分らしく、幸福**に暮らせるよう支える。

✓ 貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの**権利の侵害**からこどもを守り、救済する。

▶ こども若者の
視点や権利を主流化
▶ 権利を基盤とした
施策の推進

2 こどもの意見聴取



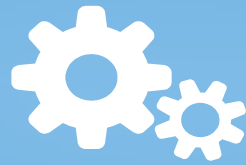
こどもや若者、子育て**当事者の視点を尊重**
意見を聴く、対話しながらともに進める。

✓ 様々な背景から声をあげにくい、年齢が低い、意見表明の意欲や関心が低いこどもや若者も自らの意見を持ち、表明できるという認識のもと、言語化された意見だけでなく**様々な形で発する思いや願いを汲み取るための十分な配慮**を行う。

✓ こども施策に**意見を反映**させ、どう反映されたのか、反映されない場合は理由などを**フィードバック**し、社会全体に発信する。

▶ こども若者が主体的に社会に参画
▶ 民主主義の担い手を育成

3 切れ目のない支援



こどもや若者、子育て当事者の
ライフステージに応じて**切れ目なく支援**する。

✓こども若者に必要な支援が、特定の年齢で途切れることなく、
自分らしく社会生活を送れるようになるまでを、様々な分野の関
係機関・団体が**有機的に連携**し、**社会全体で切れ目なく支える**。

✓子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感、負担を
抱いたり、仕事との両立に悩むことなく、健康で、自己肯定感とゆ
とりを持ち、こどもに向き合えるよう**社会全体で切れ目なく支える**。

- ▶こども子育て
当事者の幸福
- ▶若者が子育てに安
心感や見通しを持つ

4 良好な成育環境の確保



全てのこども若者の**良好な成育環境を確保**
貧困と格差の解消、幸せな状態での成長を促す。

✓乳幼児期からの**愛着形成**を土台として、こども若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、人格と個性を尊重されながら、**自分らしく社会生活を営むことができる**ようにする。

✓**安心できる居場所**を持ち、様々な学びや体験活動の機会を得ることを通じ、**自己肯定感や自己有用感を高められる**ようにする。

✓困難な状況にあるこども若者や家庭を**誰一人取り残さず**、特性やニーズに応じたきめ細かい支援、合理的配慮を行う。

▶こどもや家庭の幸福
▶人生の選択肢の拡大
▶社会の安定と持続性の向上

5 結婚や子育ての希望の実現



若い世代の**生活基盤の安定**
結婚、子育てに関する**希望の形成**
希望の**実現のための課題解決**を図る。

- ✓若い世代の**雇用と所得の安定**を図り、**経済的基盤**を確保する。
- ✓多様な価値観・考え方を大前提として、結婚や出産、育児の希望に応じ、**社会全体で若い世代を支える**。
- ✓性別による**固定的な役割分担の意識**を見直し、父母が相互に協力しながら育児ができ、キャリアを犠牲にせず、子育て経験を仕事に活かすなど自己実現を図るとともに、**職場や地域社会全体で支援**できるよう取り組む。

▶こどもや家庭が大事にされるよう社会全体の構造や意識を変革

6 総合的で連携した取組み推進



施策の総合性を確保

関係省庁、地方自治体、民間団体
などの**連携**を重視する。

✓こども家庭庁は、外部の知見を活用し、制度や組織による縦割りの壁を克服しつつ、**政府全体のこども施策を強力に推進**する。

✓国は、地方自治体と密接に連携し視点を共有し、**地域の実情を踏まえたこども施策が推進**されるよう支援する。

✓若者が主体となる団体、地域で子育て支援に取り組む団体や企業、民生児童委員、相談員や指導員など、こどもや若者に関わる様々な関係者による**共助が進められる**よう支援する。

▶国を挙げた
こども政策の推進
▶関係者の有機的連携
による効果拡大

こども大綱

- 1 はじめに
- 2 こども施策に関する基本的な方針
- 3 こども施策に関する重要事項**
- 4 こども施策を推進するために必要な事項

1. ライフ
ステージ
を通じた
重要事項

- (1) こども若者の権利の社会全体での共有
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) 切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止と社会的養護の推進
ヤングケアラー支援
- (7) 自殺対策、犯罪から守る取組み

2. ライフ
ステージ別
の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

3. 子育て
当事者への
支援に関する
重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

(1) こども若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

✓ 全てのこども若者に対するこども基本法、こどもの権利条約の普及啓発

✓ こどもが自らの権利を学び、困難な時に助けを求め、回復する方法を学べるような人権教育の推進

✓ いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力などこどもの権利侵害を許さない意識の社会への浸透

✓ 困難を抱えながらSOSを発信できていないこども若者に対する支援

✓ こどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修の推進

✓ 社会に対しても、こども基本法、こどもの権利条約について広く情報発信

✓ こどもの権利が侵害された場合の救済機関の実態把握や取組の後押し

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験の推進、生活習慣の形成

- ✓ 年齢や発達の程度に応じ、自然・職業・文化芸術など多様な体験や遊びができるような機会や場を創出
- ✓ こどもの読書活動の促進
- ✓ こどもの基本的な生活習慣の形成促進

こどもまんなかまちづくり

- ✓ こどもの遊び場と親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出
- ✓ 住宅支援の強化による子育てにやさしい住まいの拡充

こども若者が活躍できる機会づくり

- ✓ 多様な価値観や我が国の伝統文化などの理解に資する教育、国際交流の推進
- ✓ イノベーションの担い手となるこども若者や若手起業家の育成
- ✓ 特異な才能のあるこども若者の支援

ジェンダーギャップの解消

- ✓ 性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進
- ✓ 性別による固定的な役割分担の意識の解消に向けた情報発信

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

成育医療に関する研究や相談支援

- ✓ 性や妊娠に関する正しい知識修得、栄養管理を含めた健康管理を促進
- ✓ 特定妊婦などに対する切れ目のない支援体制の構築
- ✓ 妊娠・出産、不妊、産後ケアなど女性特有の健康課題について、先進技術を活用した支援
- ✓ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」との連携
- ✓ こどもの健康診断や予防接種、母子保健など情報のデジタル化と利活用

慢性疾病・難病のこども・若者支援

- ✓ 法に基づく医療費の助成
- ✓ 小児慢性特定疾病の指定難病への追加
- ✓ 相談支援や就労支援の推進

【幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）】

こどもが就学するまでの人格の基盤をつくる重要な時期に、一人ひとりが健やかに育つため大切なことなどをまとめた政府の指針（こども大綱と合わせ、R5.12.22閣議決定）

(4) こどもの貧困対策

- ✓ 地域や社会全体による課題解決に向け、**教育支援、生活安定に向けた支援、保護者の就労支援、経済支援**を実施
- ✓ **学校を地域に開かれたプラットフォーム**として、関係機関が連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を**早期把握、支援する体制を強化**
- ✓ 幼児教育・保育の無償化、義務教育における就学援助、高校生や大学生への修学支援などにより、**幼児期から高等教育段階まで切れ目なく教育費負担を軽減**

- ✓ 高校中退を防止するための支援、高校中退後の継続的なサポートを強化
- ✓ こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会、学習する機会を確保し、必要に応じて支援
- ✓ 貧困状態にあるこども若者や子育て当事者が社会的孤立に陥らないよう、**妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくり**など、生活の安定を支援
- ✓ **仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくり**を推進

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- ✓ 障がいのあるこども若者、発達に特性のあるこども若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進
- ✓ 特別児童扶養手当などの経済的支援、こどもと家族に寄り添った特性や状況に応じた質の高い支援を提供
- ✓ 地域における障がい児支援の中核的役割を担う「児童発達支援センター」の機能強化など、地域における障がい児支援体制の強化
- ✓ 保育所への巡回支援の充実など、保育所におけるインクルージョンを推進

- ✓ 専門的支援が必要な医療的ケア児、聴覚障がい児など、地域の連携体制を強化
- ✓ 早期発見、適切な支援につなげるとともに、一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、関係者の連携のもと早い段階から実施
- ✓ インクルーシブ教育システムの実現

【児童発達支援センター】

児童福祉法に基づく施設で、現在、市内では「高山市子ども発達支援センター」が、その機能を担っています。

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待防止対策の更なる強化

- ✓ 子育てに困難を抱える世帯に対する**包括的な支援体制**の強化
- ✓ 予期せぬ妊娠に悩む若年女性の支援
- ✓ 新たな専門資格「**こども家庭ソーシャルワーカー**」の取得促進
- ✓ 「**こども家庭センター**」の設置や家庭を訪問しての支援、居場所づくり支援
- ✓ 要保護児童対策地域協議会などの**地域ネットワークと一体となった虐待予防**の取組み強化

【こども家庭センター】次頁

社会的養護が必要なこども等への支援

- ✓ 児童養護施設の小規模化や人材確保などの環境改善、里親やファミリーホームの充実などにより、できる限り良好な**家庭的環境での養育**を推進
- ✓ 関係機関の連携による自立支援、地域社会とのつながり創出

ヤングケアラーへの支援

- ✓ 関係者が連携し、**早期発見**、こどもの意向に寄り添って支援
- ✓ 家庭全体を支援する視点を持ち対策

高山市における「こども家庭センター」の設置

令和5年度以前←

→令和6年度以降

子ども発達支援センター（福祉部内）

- 児童福祉法第10条の2（H28改正）
- 子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を行うため、実情把握、情報提供、相談、調査、関係機関との連絡調整等を行う拠点を設置（努力義務）
- 保健・福祉・教育の専門スタッフを配置

連携

母子健康包括支援センター（市民保健部内）

- 母子保健法第22条（H29改正）
- 母や乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を進めるため、実情把握、相談、保健指導、健診、関係機関との連絡調整等を行う拠点を設置（努力義務）

こども家庭センター（こども未来部内）

- 児童福祉法第10条の2（R4改正）
- 左記の二つのセンターの意義や機能は維持したうえで組織を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関を設置（努力義務）
- センター長を置き、指揮命令系統を一本化
- センター長を補佐し、連携強化を図るための統括支援員を配置
- 支援を必要とするこどもや妊産婦などに対する個別のサポートプランを作成し、当該プランに基づく支援を展開

(7) こども若者の自殺対策、犯罪等から守る取組み

こども若者の自殺対策

✓ SOSの出し方を含む**自殺予防教育**、
SNSを活用した**相談体制整備**、**長期休
暇明けの啓発強化**など総合的に推進

安心なインターネット利用環境の整備

✓ インターネット**利用能力**や**情報リテラ
シー**の習得支援、**フィルタリング**の利用
や親のコントロールによる対応促進

こども若者の性犯罪・性暴力対策

✓ 学校・園における**生命の安全教育**の全
国展開、地域の支援体制の充実

✓ 性犯罪歴確認（日本版DBS）の導入

犯罪被害、事故、災害から守る環境整備

✓ 有害環境対策、防犯・交通安全対策、
製品事故防止、防災対策などを推進

✓ こどもの**体系的な安全教育**、保護者に
対する**周知啓発**の推進

非行防止と自立支援

✓ こども若者の**非行・犯罪防止**

✓ 矯正施設などにおける教育や指導、自
立支援、就労支援の充実

✓ 非行・犯罪に及んだこどもや若者に対
する**社会の理解**、**見守りの促進**

(1) こどもの誕生前から幼児期※

※将来にわたるwell-beingの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期

切れ目ない保健・医療の確保

- ✓ 不妊症や不育症など妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化
- ✓ 出産費用（正常分娩）の保険適用
- ✓ 地域の周産期医療体制の確保、産前産後の支援の充実と体制強化
- ✓ 「こども家庭センター」における切れ目のない支援の提供体制の構築
- ✓ 出産・子育て応援交付金の継続実施
- ✓ 乳幼児健診の推進、新生児のマスキング検査の拡充

こどもの成長の保障と遊びの充実

- ✓ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」に基づく認識の共有
- ✓ 待機児童対策の推進、病児保育の充実
- ✓ 特に3歳未満児の子育て当事者の孤立防止のため、地域の身近な施設などを通じた支援を充実
- ✓ 一人ひとりの健やかな成長を促進
- ✓ 幼児教育・保育と小学校の円滑な接続
- ✓ 保育士など人材の確保育成や処遇改善、負担軽減、職員配置基準の見直し

(2) 学童期・思春期※

※心身とも大きく成長し、社会性やアイデンティティを形成したり、人との関係に悩んだりする時期

安心して学べる質の高い公教育の再生

- ✓ 学校の働き方改革、指導体制の充実、一人一台端末やデジタル教科書の活用
- ✓ インクルーシブ教育システムの実現
- ✓ 学校を核とした地域づくりの推進
- ✓ 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備
- ✓ 道徳教育や情報モラル教育の推進
- ✓ 養護教諭の支援など学校保健の推進
- ✓ 学校給食の充実、地域と連携した食育の推進、学校給食無償化の課題整理

居場所づくり

- ✓ 居場所と感ずるかはこどもが決めるものとの前提に立ち、既存の居場所の改善や新たな居場所づくりを推進
- ✓ 放課後児童クラブの充実、安定運営
- ✓ 「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、こどもの声を踏まえて推進

【こどもの居場所づくりに関する指針】

より良いこどもの居場所が社会に広がることを後押しするための政府の方針
(こども大綱と合わせ、R5.12.22閣議決定)

(2) 学童期・思春期※

※心身とも大きく成長し、社会性やアイデンティティを形成したり、人との関係に悩んだりする時期

小児医療体制、こころのケアの充実

✓ 小児医療に関わる**連携体制の構築**、**医療的ケア児の支援体制の確保**など、地域のこどもの健やかな成育の推進

✓ **性と健康に関する教育**や普及啓発

✓ 予期せぬ妊娠、性感染症等の相談支援

成年前に必要な知識の情報提供や教育

✓ **主権者教育**の推進

✓ 消費者教育、金融リテラシーの向上

✓ 社会人や乳幼児等との**交流機会の創出**

✓ **職場体験・インターンシップ**の活用

いじめ防止

✓ **首長部局と教育委員会が連携した防止対策**、**いじめの積極的な認知と早期対応**、相談先の確保、関係機関等との連携などいじめ防止対策を強化

✓ 「**ネットいじめ**」に関する対策の推進

✓ スクールカウンセラーなどを交えた多面的な見立て、重層的な支援

✓ **いじめの重大事態**における第三者性の向上や外部機関との連携など**適切な対応**

(2) 学童期・思春期※

※心身とも大きく成長し、社会性やアイデンティティを形成したり、人との関係に悩んだりする時期

不登校のこどもへの支援

✓ **教育支援センターの設置促進**と機能強化、**学びの多様化学校**（いわゆる不登校特例校）の**設置推進**

✓ スクールカウンセラー等への**相談環境**の整備、**ICT活用による学習支援**、**NPO**や**フリースクールとの連携**など、不登校のこどもの支援体制の整備

校則の見直し

✓ こどもや保護者の意見を聴取したうえでの**校則の見直し促進**、好事例の周知

体罰や不適切な指導の防止

✓ 体罰は「学校教育法」で禁止されていること、体罰や不適切な指導は部活動を含む学校教育全体で決して許されないと「生徒指導提要」に示されていることの周知など、**体罰や不適切な指導の根絶**

高校中退の予防、高校中退後の支援

✓ 学習等に課題を抱える**高校生の学力向上**や**進路支援**、**キャリア教育の充実**、**スクールソーシャルワーカーの配置推進**
✓ 中退者の高校への**再入学・学びの支援**

(3) 青年期※

※成人期に向けた準備期間として、新たな環境に適応し、自己の可能性を進展させる時期

高等教育の修学支援、高等教育の充実

- ✓ 高等教育における**修学支援**、大学等における教育内容の改善
- ✓ 大学等における**キャリア形成支援**や**ライフプランニング教育**の推進

就労支援、雇用と経済的基盤の安定

- ✓ 新規学卒就職者に対する**キャリア形成の基盤となる職業能力の習得支援**
- ✓ **地方**において若者や女性が**活躍できる環境の整備**、所得向上と魅力の創出
- ✓ 成長と分配、賃金と物価の好循環創出
- ✓ 成長分野への労働移動の円滑化

- ✓ 同一労働同一賃金の徹底、正規労働者の**正規化**、いわゆる「**年収の壁**」の改善

結婚支援、結婚新生活への支援

- ✓ 出会いの**機会・場の創出支援**
- ✓ **結婚新生活のスタートアップ支援**

悩みを抱える若者等への相談体制の充実

- ✓ 子ども・若者総合相談センターなど若者やその家族に対する**相談体制の充実**
- ✓ こころの健康、相談先などに関する情報を学生を含む若者に向けて周知

(1) 子育てや教育に関する 経済的負担の軽減

- ✓ 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育における修学支援など、切れ目のない負担軽減の実施
- ✓ 高等教育の授業料減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）の本格導入に向けた検討
- ✓ 児童手当を拡充し、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として明確化
- ✓ 地方公共団体の取組みを妨げず医療費などの負担を軽減

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ✓ 在宅で子育てする家庭を含む全てのこどもと家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進
- ✓ オンライン相談やプッシュ型の情報提供の実施
- ✓ 体罰によらない子育ての啓発
- ✓ 一時預かり、ファミリーサポート、ベビーシッターの取組みの推進
- ✓ 訪問型を含めた保護者に寄り添う家庭教育支援を推進

(3) 共働き・共育ての推進、 男性の主体的な参画促進

- ✓ 夫婦で協力して子育てし、職場が応援し、地域全体で支援する社会を形成
- ✓ 育児休業制度について、多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化、男女ともに希望どおり、気兼ねなく使えるよう職場の文化や雰囲気改革
- ✓ 長時間労働の是正や働き方改革の推進
- ✓ 育児休業を制度・給付ともに強化し、男性の取得も当たり前となる社会を実現
- ✓ 男性の家事・子育てへの主体的な参画を社会全体で後押し

(4) ひとり親家庭への支援

- ✓ 児童扶養手当による経済的支援、状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援などの適切な実施
- ✓ こどもに届く生活・学習支援の推進
- ✓ ひとり親に対するプッシュ型の相談支援や、ワンストップで支援につながる相談支援体制を強化
- ✓ こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子交流の推進、養育費の確保に向けた支援などを強化

こども大綱

- 1 はじめに
- 2 こども施策に関する基本的な方針
- 3 こども施策に関する重要事項
- 4 こども施策を推進するため
に必要な事項

Ⅳ こども施策を推進するために必要な事項

1. こども等の社会参画・意見反映

- (1) 国の政策決定過程への参画促進
- (2) 地方公共団体等における取組促進
- (3) 社会参画等の機会の充実
- (4) 多様な声を施策に反映させる工夫
- (5) 支える人材の育成
- (6) 若者団体等の活動を促進する環境整備
- (7) 社会参画等に関する調査研究

2. こども施策の共通基盤となる取組み

- (1) こどもまんなか実現に向けたEBPM
- (2) 関わる人材の確保育成
- (3) 地域の包括的な支援体制の構築
- (4) 手続負担の軽減、情報発信
- (5) 子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3. 施策の推進体制等

- (1) 国における推進体制
- (2) 数値目標と指標の設定
- (3) こども計画の策定促進、自治体との連携
- (4) 国際的な連携・協力
- (5) 安定的な財源の確保
- (6) こども基本法附則第2条に基づく検討

Ⅳ こども施策を推進するために必要な事項

1. こども等 の社会参画 ・意見反映

意義

- ✓こども若者の状況やニーズを的確に踏まえた実効性ある施策展開
- ✓こども若者の自己肯定感や有用感、主体性を高め、民主主義の担い手を育成

留意 事項

- ✓ともに社会をつくるとの認識のもと、安心して意見を述べられる場づくり、社会参画の機会を保障
- ✓どう施策に反映させたかフィードバックし、更なる意見表明につながる好循環を創出
- ✓対等な目線でこども・若者の意見を真摯に聴き、尊重するおとなの姿勢

社会に浸透

(1) 国の政策決定過程への参画促進

- ✓ 意見を政策に反映させるための取組み（こども若者★いけんぷらす）の推進
- ✓ 若者団体からの意見聴取
- ✓ 各府省の審議会委員に、こどもや若者を一定割合以上登用し、割合を見える化
- ✓ 各府省の職員が適切に理解し、効果的に取組めるようなガイドラインの作成

【こども若者★いけんぷらす】

小1から20代までは誰でも登録し、意見を出せるプラットフォーム（こども家庭庁が運営）

(2) 地方公共団体等における取組促進

- ✓ ガイドラインの周知、ファシリテーターの派遣、好事例の横展開
- ✓ 学校や教育委員会の先進事例を周知

(3) 社会参画や意見表明の機会の充実

- ✓ 自由に意見表明しやすい環境整備、気運の醸成
- ✓ 社会やこども自身に向けた意見表明する権利の周知
- ✓ 理解・アクセスしやすい方法による十分な情報提供

(4) 多様な声を反映させる工夫

✓ 様々な状況のなかで声を聴かれにくい、年齢が低い、意見表明への意欲や関心が低いこどもがいることを認識し、**多様な手法を検討するとともに十分に配慮**

(5) 社会参画等を支える人材育成

✓ **安全・安心な場づくり**
✓ **ファシリテーター**の人材確保や養成による積極的な**活用**

(6) 団体の活動促進に向けた環境整備

✓ こどもや若者を主体に活動するこども会議、若者会議、ユースカウンスルなどの**連携強化、好事例の展開**
✓ 児童館や子ども会、こども食堂など**居場所・施設、民間団体との連携強化**

(7) 社会参画等に関する調査研究

✓ 社会参画等に関する**調査研究**
✓ 社会参画等のプロセスや結果を**評価する仕組みの構築**

(1) こどもまんなか実現に向けたEBPM※

※Evidence Based Policy Making (エビデンス＝明確な根拠に基づいた政策形成)

EBPM浸透の仕組み・体制の整備

- ✓ 施策の立案段階から事後の評価まで、各段階でエビデンスに基づき多面的に施策を立案、評価、改善を推進
- ✓ 施策を立案実施する行政職員とデータを活用する専門家により協働し、試行錯誤しつつ推進
- ✓ 定性的なデータの活用、こども分野における適切なアウトカムの検討
- ✓ 行政職員をEBPMの観点から支援する大学等の専門家活用など体制を整備
- ✓ 自治体の好事例の展開

データの整備、エビデンスの構築

- ✓ 良質なデータが重要との認識のもと、各府省庁が連携し、調査研究の充実や必要なデータを整備
- ✓ こどもに着目したウェルビーイング指標の検討
- ✓ 当事者の視点に立ち、外部の専門家を活用し、優先順位をつけてエビデンスを構築
- ✓ 調査研究データの二次利用の推進

(2) 関わる人材の確保育成

- ✓ こども若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保育成、専門性の向上
- ✓ 担い手自身が喜びを感じつつキャリア形成できる環境づくり
- ✓ ストレスを感じる職員に対するメンタルケア
- ✓ ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材の確保育成
- ✓ 民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化

(3) 包括的な支援体制の構築

- ✓ 関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う横のネットワークと、義務教育や成年など特定の年齢で途切れることなく継続して支援する縦のネットワークによる包括的な支援体制の構築
- ✓ 要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、機能強化、全国的な共助体制の構築
- ✓ こども家庭センターの全国展開
- ✓ こども家庭センターと子ども・若者総合相談センターなどの連携

(4) 手続きの負担軽減、情報発信

- ✓ プッシュ型通知、デジタルによる手続きの簡素化、データ連携、ワンストップ窓口の整備、申請書類の簡素化・統一化など「こども政策DX」の推進
- ✓ 手続きの簡素化を通じた利便性の向上、関連事業者や自治体の負担軽減
- ✓ 一覧性が確保された情報発信、SNSを活用したプッシュ型広報、気軽に問い合わせができるオンライン相談など、若い世代になじみ易い広報を強化

(5) やさしい社会づくりの意識改革

- ✓ 全ての人がかどもや子育てを応援するといった社会全体の意識改革「こどもまんなかアクション」の推進
- ✓ 国の施設などにおけるこどもや子育て家庭を優先した受付け
- ✓ こども子育てを応援する地域や企業の好事例の共有、横展開
- ✓ 公共交通における妊産婦や乳幼児連れ家庭への分かりやすい案内、他の利用者に求める配慮など様々な取組みの促進

(1) 国における推進体制

こども政策推進会議

- ✓ 総理のリーダーシップのもと、**政府一体**となってこども大綱を**総合的に推進**
- ✓ 教育振興基本計画やこども未来戦略など**他の政府方針と整合**

こどもまんなか実行計画の策定など

- ✓ こども大綱に基づき具体的に取組む「**こどもまんなか実行計画**」を策定
- ✓ 数値目標などの評価検証を踏まえ、毎年6月頃に同計画を見直し
- ✓ 5年後を目途に**こども大綱**を見直し

こども家庭審議会

- ✓ 重要事項等を**調査審議**、総理や関係各大臣などに**意見具申**
- ✓ 施策の実施状況や評価等について調査審議し、改善などに向けて**権限**を行使

こども政策担当の内閣府特命担当大臣

- ✓ **総合調整権限**を機動的かつ柔軟に発揮、関係の長に対する**勧告**などの**権限行使**

こども視点などの主流化に向けた取組み

- ✓ 各種施策が与える**影響**を**事前**又は**事後**に**評価**する仕組みを調査研究

(2) 数値目標と指標の設定

✓ こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標を設定

【数値目標】45頁

✓ こども若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定

✓ 具体的に取り組む施策の検証のための指標は「こどもまんなか実行計画」に設定

✓ こども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実を検討

(3) こども計画の策定促進など

こども計画の策定促進

✓ こども計画の策定の働きかけ、積極的な支援、教育振興基本計画との連携を含め好事例の情報提供

✓ こども計画の策定・推進状況やこどもに関する条例の策定状況の見える化

自治体との連携

✓ 国と地方が情報共有・意見交換する場を活用し、こども施策を推進

✓ 地域間格差を縮小することも念頭に置いた自治体の取り組みの支援、先進事例の横展開や制度化

(4) 国際的な連携・協力

- ✓ 持続可能な開発目標（SDGs）に基づく取組みの推進
- ✓ こどもの権利条約を誠実に遵守、同条約に基づく委員会からの総括所見などについて適切に対応を検討
- ✓ 各種国際会議における議論を踏まえて国内施策の推進、当該会議などにおける我が国の取組みの発信
- ✓ 国連児童基金（ユニセフ）やOECDなど国際機関等の取組みへの積極的貢献、連携の強化

(5) 安定的な財源の確保

- ✓ 国民の理解を得ながら、社会全体での費用負担のあり方を含め、幅広く検討
- ✓ こども未来戦略で示す「こども・子育て支援加速化プラン」は、2028（R10）年度までに安定財源を確保

(6) こども基本法附則第2条の検討

- ✓ 法施行5年を目途に、実態把握を踏まえ、公正・適切に評価する仕組み、施策の一層の推進に必要な方策などを検討し、必要な措置を実施

「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

項目	現状	目標
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	15.7% (2023年)	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	60.8% (2022年)	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども若者の割合 (自己肯定感の高さ)	60.0% (2022年)	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	74.2% (2022年)	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども若者の割合	84.1% (2022年)	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども若者の割合	97.1% (2022年)	現状維持

項目	現状	目標
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども若者の割合	51.5% (2022年)	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども若者の割合	20.3% (2023年)	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども若者の割合	66.4% (2022年)	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども若者の割合	31.0% (2018年)	55%
「結婚、妊娠、こども子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	27.8% (2023年)	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	83.1% (2022年)	90%

資料は
ここまで
Thanks!

こども大綱について、自治体に関わりの
深い内容などを整理した資料です。

全文は、こども家庭庁HPを参照ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/>



高山市子育て支援課



0577-35-3140



kosodateshien@city.takayama.lg.jp

